

「飼料用米活用畜産物ブランド日本一コンテスト」実施要領

1 趣旨

飼料用米については、輸入とうもろこしに比べて、国産でありかつ我が国の主食である米を原料とする付加価値の高い飼料であり、主食用米の需要が毎年概ね8万トンずつ減少している中、飼料用米等の戦略作物への転換を進めており、平成27年3月に閣議決定された「食料・農業・農村基本計画」の下、飼料用米の生産努力目標（平成37年度）を110万トンとしており、生産性向上とともに畜産物のブランド力強化を進めていくこととしている。

このブランド力強化とともに、必要な飼料としての定着化等を推進するため、「飼料用米活用畜産物ブランド日本一コンテスト」を開催し、飼料用米を生産する農家と連携しながら、従来の畜産物より付加価値を向上させて飼料用米活用畜産物を販売している畜産事業者を表彰し、その取組・成果を広く普及する。

2 事業主体

本事業は、一般社団法人日本養豚協会により行う。また、農林水産省、全国農業協同組合中央会、公益社団法人中央畜産会が後援することとする。

3 事務局

事務局は、一般社団法人日本養豚協会に置くこととする。

4 対象地域

全都道府県を対象とする。

5 表彰

「飼料用米活用畜産物ブランド日本一コンテスト」とする。

6 応募資格

次の要件を全て満たす畜産事業者であること

- (1) 国産の飼料用米を活用した畜産物等の商品として、従来品とは異なる商品名で販売されていること。
- (2) 国産の飼料用米を活用した畜産物に給与される飼料総数量（年間）に占める国産の飼料用米の割合が、採卵鶏5%、ブロイラー5%、養豚5%、乳牛3%、肉牛1%以上であり、かつ年間の飼料用米使用実績が1トン以上であること。
- (3) 原則として過去3年以内に本コンテストにおいて表彰されていないこと。

7 応募及び必要書類の提出

- (1) 応募を希望する畜産事業者は、11月末日までに参加申込書（別記様式1）を飼料用米活用畜産物ブランド日本一コンテスト事務局（以下「事務局」という）へ提出する。
- (2) 事務局は、応募のあった畜産事業者の参加申込書類を取りまとめ、応募資格を満たしているものなどの内容確認等を行い、審査委員会資料を作成する。

8 審査

(1) 審査委員会

飼料用米活用畜産物ブランド日本一コンテストの審査を実施するため、事務局が委嘱した畜産関係及び学識経験者等をもって構成する審査委員会を設置する。

(2) 審査項目

本審査委員会の審査は、次に定める事項等について、国産の飼料用米を活用した畜産物等を付加価値のあるブランド商品として販売に取り組んでおり、先進的で他の経営体の模範となりうるものであるか否かを総合的に判断するという視点で進めるものとする。

① 販路の確保

- ア 国産の飼料用米を活用した畜産物等について、予め販売先が確立され、取引に必要な量が出荷されるなど、安定的な供給体制の構築に取り組んでいること。
- イ さらに実需者と連携し、プライベートブランド（PB）商品により差別化した販売が行われていること。

② 耕畜連携の取組

- ア 飼料用米農家から畜産農家に対し、国産の飼料用米が継続かつ安定的に供給されていること。
- イ 耕畜連携による効率的な供給体制の下、地域で飼料用米のほか、稲わらや堆肥等の循環利用が行われていること。

③ 付加価値の向上

国産の飼料用米を活用した畜産物の販売額が増加していること。

(3) 審査方法

審査委員会は、応募のあった出品調査書に記載された内容等に基づいて、8の(2)の審査項目に係る書面審査を行うとともに、審査委員及び事務局による現地調査を行い、総合的に判断して、受賞者を決定するものとする。

9 褒賞の区分

褒賞の区分は次のとおりとする。

- ・農林水産大臣賞
- ・政策統括官賞
- ・全国農業協同組合中央会会長賞
- ・公益社団法人中央畜産会会長賞

10 表彰

- (1) 応募のあった畜産事業者のうち、審査委員会で審査し、特に優秀と認められた畜産事業者に対し、農林水産大臣賞を授与する。
- (2) 応募のあった畜産事業者のうち、審査委員会で審査し、優秀と認められた畜産事業者に対し、政策統括官賞、全国農業協同組合中央会会長賞、公益社団法人中央畜産会会長賞のいずれかを授与する。

11 日程

- ・29年7月28日 飼料用米活用畜産物ブランド日本一コンテストの公表
(同時に実施要領の公表)
- ・ 8月1日 応募開始
- ・ 11月30日 応募締切
- ・ 12月～30年1月 事務局による内容確認等
- ・ 12月～30年1月 審査委員等の現地調査
- ・30年1月～2月 審査会の実施
- ・ 3月 表彰式